

戸籍情報システムの安全性に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成18年9月29日

提 出 者

17番 松本清治

9番 本間まさよ

12番 田中節男

14番 三宅英子

21番 石井一徳

22番 金子武

30番 水野学

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

## 戸籍情報システムの安全性に関する意見書

去る9月7日、富士ゼロックスシステムサービス株式会社の協力会社社員が、戸籍情報とおぼしきデータをインターネット上で知り合った男に渡し、同社への脅迫容疑で逮捕されました。データが真正なものかどうかは捜査中であり不明とのことですが、データ流出が事実であるならばきわめて重大な事態となります。

とりわけ、当市においては、戸籍情報システムの稼働を10月2日の目前に控え、やむなく稼働時期の延期を行いましたが、今回の事件は市民と武蔵野市役所の信頼を著しく損ない、社会的不安を引き起こした責任は誠に深刻であり、重大です。また、今後市民への周知や事務的負担などははかり知れないものが予想されます。

さらに、同社が開発した戸籍情報システムを使用している自治体の数は、戸籍事務のコンピュータ化を実施している自治体の6割を占めると言われており、今回の事件の影響は一自治体の枠を超え全国の自治体に及ぶことが心配されます。

武蔵野市議会は、今後一日も早い事件の解決と戸籍情報システムの安全な稼働を願っていますが、そのためには、改製作業やシステムの検証が行われ、安全性の確認について市民に説明することが前提となります。こうした作業は当該自治体において実施することは当然ですが、受託事業者の改製作業やシステム、さらには情報セキュリティマネジメント（ISMS）やプライバシーマークなどの認証にかかわる専門的な検証は一自治体には限界があります。

つきましては、貴職において早急に下記事項について対応されますよう要望いたします。

### 記

1. 戸籍事務は国の法定受託事務であり、その適正な処理確保のための責任は大きい。国民が戸籍情報システムを安全で安心して利用できるように、改製作業の過程等で戸籍情報の漏えいなど広域的な事件が発生したときは、国は直ちに責任をもって改製作業やシステム全般のセキュリティ対策を検証し、受託業者に対する指導と国民に対する説明責任を果たすこと。また、今後このような事件が引き起こされないようにセキュリティ対策項目のレベルアップを図ること。
2. 今回の事件は、情報セキュリティマネジメント（ISMS）やプライバシーマークなどの認証を受けているにもかかわらず、受託業者にセキュリティ対策の点で脆弱性があったと言わざるを得ない。関係機関の認証基準や受託業者の認証及び実施状況の検証を直ちに行い、国民に説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
経済産業大臣

あて